

# 横浜市記者発表資料

平成 31 年 4 月 25 日  
交通局 人事課

## 交通局職員の懲戒処分について

交通局職員の服務規程に違反する行為について、次のとおり 3 件の懲戒処分を行いました。引き続き、再発防止及び安全確保に努めてまいります。

### 1 バス乗務員の酒気帯び出勤

所 属	年齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 滝頭営業所	50 代	停職 2 月	平成31年 1 月 25 日、7 時 27 分に実施された <u>仕業点呼前アルコール検査にて「0.152mg/ℓ」が測定された。</u> ※前日の 13 時頃から 20 時 30 分頃にかけて自宅で飲酒していた。 なお、当局の規定（※）により、当日の乗務はさせなかった。

※「アルコール検知に関する取り扱いについて（通知）」により、アルコールが検知された場合には、乗務させないこととしています。

### 2 遅発運行

所 属	年齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 港南営業所	50 代	減給 1 号	平成 31 年 1 月 7 日、107 系統（深夜バス）洋光台駅前 23 時 50 分発さわの里小学校前行を運行するため、待機場にて休憩中、 <u>居眠りをしてしまい、約 14 分の遅発運行を行った。</u> <u>また、営業所への報告を怠った。</u>
自動車本部 鶴見営業所	50 代	戒告	平成 31 年 1 月 27 日、29 系統横浜駅前 14 時 05 分発鶴見駅前行を運行する際、バスターミナルにて待機中、 <u>居眠りをし</u> <u>てしまい、約 21 分の遅発運行を行った。</u>

### 【参考】

減給処分の減給額算出方法について

減給額 = 1 日の平均賃金 × 減給額

1 日の平均賃金 = 3 か月に支払われた賃金の総額 ÷ 90 日

(例) 減給 1 号 = 1 日の平均賃金 × 100 分の 50

お問合せ先
交通局人事課長 亀本 武伸 Tel 045-326-3833